

令和7年度さいたま市水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和7年度さいたま市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度さいたま市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	入		
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	(単位 千円) 計
第1款 水道事業収益	33,460,116	△ 107	33,460,009
第2項 営業外収益	1,390,267	△ 107	1,390,160

科 目	支 出		
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	(単位 千円) 計
第1款 水道事業費用	29,946,669	13,200	29,959,869
第1項 営業費用	29,221,727	13,200	29,234,927

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,421,377 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,960,149 千円、建設改良積立金 4,209,474 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,767,544 千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,484,210 千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	(単位 千円) 計
第1款 資本的支出	20,516,930	6,136	20,523,066
第1項 建設改良費	16,702,260	6,136	16,708,396

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち(1)職員給与費を3,876,940千円に改める。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人